

(商品概要説明書)

「クリニックローン」

(令和2年4月1日現在)

1. 商品名	・クリニックローン
2. 貸付先	・岐阜県医師会のA会員で当組合の組合員 代表者が岐阜県医師会のA会員で当組合の組合員である法人
3. 資金使途	・医療事業資金、他行借換資金等
4. 貸付形式	・証書貸付・手形貸付
5. 貸付限度	・3億5,000万円以内
6. 貸付期間	・30年以内（手形貸付は1年以内）
7. 弁済方法・ 利払方法	・手形貸付 一括弁済又は分割弁済（利息前取り） 証書貸付 毎月元金均等割賦弁済（利息前取り）
8. 据置期間	・貸付期間3年以内 据置期間6ヶ月以内 貸付期間3年超 据置期間1年以内
9. 貸付金利	※適用金利は当組合にご確認ください
10. 担保・保証人	※貸付内容に応じてご相談させていただきます
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記の窓口 をご利用ください。 <b>【窓口：岐阜県医師信用組合業務部】058-274-1118</b> 受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融期間 の休業日は除く） 受付時間 9時～17時 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客 様は、上記岐阜県医師信用組合業務部または下記窓口までお申し出 ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直 接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用 できます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立について は、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の 手続を進める方法もあります。 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管し ます。

	<p><b>【窓口】</b></p> <p>一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間 9時～17時</p> <p>電話 03-3567-2456</p> <p>住所 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1 (全国信用組合会館内)</p> <p>東海地区しんくみ苦情等相談所</p> <p>受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および12月29日～1月3日は除く）</p> <p>受付時間 9時～12時、13時～16時30分</p> <p>電話 052-451-2110</p> <p>住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町 3番 21号 信用組合会館 4階</p>
12. 備考	※審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。